

当社取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値の向上を目指す上で、コーポレートガバナンスを経営上の重要な課題であるにとらえ、継続的に各種の取り組みを行っております。その取り組みの一つとして、2018年度も前年度に引き続き当社取締役会が適切に機能しているかを検証し、その実質的な向上を図っていくために、取締役会の実効性に関して「取締役会評価」を実施いたしました。その内容について以下の通り報告いたします。

1. 実施内容

前年度と同様に、アンケートを実施

【対象者】 当社取締役及び監査役全員

【実施期間】2019年3月中旬から4月上旬

【質問項目】

- (1) 取締役会の構成・運営状況について
- (2) 取締役会の役割・責務について(主に監督機能について)
- (3) 社外取締役に対する支援体制等
- (4) 社外監査役に対する支援体制等
- (5) 投資家・株主との関係

2. 実効性評価と分析

前年度の実効性評価と分析に基づき、各種の改善策を講じてまいりました。その主な取り組みと評価内容は以下の通りです。

(1) 【取締役会の構成・運営状況】

取締役会でより充実した議論を行うために、取締役会議案の趣旨・内容・背景等の理解・確認のために、社外取締役と監査役への事前説明会を実施しております。審議時間についても、議案により柔軟に対応しており、活発かつ十分な議論が行われたことと考えております。

取締役会の構成については、夫々の専門性が多岐に渡り、規模・社内外のバランスも適切であり、必要に応じ適宜執行の責任者から説明を求めることにより、本質的な議論ができています。

(2) 【取締役会の役割・責務について(主に監督機能)】

経営陣幹部・取締役の報酬及び選解任に係る取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の「役員報酬諮問委員会」及び「役員指名諮問委員会」を設け、委員長に社外取締役を選任し、十分な議論の上で取締役会へ上程しております。また、その他の上程議案についても、活発な意見交換や指摘等を通じてその妥当性や適法性について判断しています。その結果、取締役会では、従来以上

に公正かつ、客観的議論が行われるようになりました。

一方、取締役会に上程される議案の説明や資料については、報告の方法に工夫の余地があるとの意見がありました。

(3) 【社外取締役、社外監査役に対する支援体制等】

社外取締役と監査役に対する取締役会前日の審議議案の事前説明会を継続することにより、両者の意見交換の場を増やし連携を深めることができました。

今後は、社外役員のみ意見交換の場を設けるなど、コミュニケーションを向上させる機会を増やしてまいります。

(4) 【投資家・株主との対話に関して】

決算説明会の開催や機関投資家訪問などにおける、「対話」を通じていただいた投資家・株主の皆様のご意見は、定期的に取り締役にフィードバックし、議論の一助としております。

3. 実効性向上に向けた改善すべき取り組み

実施したアンケートの中で取締役会の実効性をさらに向上させるための意見・提言をいただいております。

- ・ 取締役会への資料・情報の提供については、一部の議案において情報量が過多であるとの指摘がありましたので、論点を絞り、より整理した情報を取締役に提供いたします。
- ・ 決議議案に対して、その後のモニタリングを継続して実施すべきとの意見がありましたので、業務進捗報告を定期的に行い取締役会の監督機能を強化してまいります。
- ・ 重要かつ継続的にフォローが必要なテーマについては、定期的に議案の整理を行い、取締役会で確認を行うことで、審議の適時性・実効性を高めてまいります。

以上